「富岳 NEXT」のための新建屋設計・施工・維持管理事業

基本契約書(案)

修正版

2026 年 7 月

国立研究開発法人理化学研究所

「富岳NEXT」のための新建屋設計・施工・維持管理事業
基本契約書（案）

1　事　　業　　名　　「富岳 NEXT」のための新建屋設計・施工・維持管理事業

2　事　業　場　所　　兵庫県神戸市中央区港島南町 7 丁目 1 番 1 号

3　契　約　期　間　　本基本契約の締結の日から 2036 年 3 月 31 日まで

(1) 設計業務・施工業務及び工事監理業務期間：
[2026 年 12 月下旬]から本施設の引渡し日

(2) 維持管理期間：
本施設の引渡し日から 2036 年 3 月 31 日
ただし、本施設の引渡し日を 2030 年 3 月期限とする場合は、HPC 室の部分使用開始以降に電気主任技術者の配置を要する場合がある。

4　契　約　金　額　　下記第 5 項記載の本基本契約に付随する各契約において定める

5　本基本契約に付随する契約

(1) 発注者と選定事業者のうち本施設の設計業務、施工業務又は工事監理業務を請け負う構成企業との間で締結される設計・施工一括請負契約書（以下「設計・施工一括請負契約」という。）

(2) 発注者と選定事業者のうち本施設の維持管理業務を受託する構成企業との間で締結される維持管理業務委託契約書（以下「維持管理業務委託契約」といい、本基本契約、設計・施工一括請負契約及び維持管理業務委託契約を総称して又は個別に「事業契約」という。）

上記の事業（以下「本事業」という。）について、国立研究開発法人理化学研究所（以下「発注者」という。）と【構成企業名】、【構成企業名】及び【構成企業名】（以下、総称して又は個別に「構成企業」又は「選定事業者」といい、うち【代表企業名】を「代表企業」という。）は、各々対等の立場における合意に基づいて、「富岳 NEXT」のための新建屋設計・施工・維持管理事業基本契約書（以下「本基本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本基本契約締結の証として、本書●通を作成し、当事者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

年　月 日

発注者　埼玉県和光市広沢２番１号
国立研究開発法人理化学研究所
契約担当役
経理・調達本部
調達部長

選定事業者
（構成企業（代表企業））
住所
商号又は名称
代表者

（構成企業）
住所
商号又は名称
代表者

（構成企業）
住所
商号又は名称
代表者

第1条　（目的及び解釈）

本基本契約は、本事業の実施に関し発注者及び選定事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

2 本基本契約において用いられる用語の定義は、本文中において特に明示されているものを除き、本事業に関する公募手続において配布した一切の資料、当該資料に係る質問回答書及び競争的対話の結果（以下「公募資料等」という。）において定義し、又は記載されたところによる。

第2条　（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

選定事業者は、本事業において整備される施設（以下「本施設」という。）が国立研究開発法人の施設としての公共性を有することを十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 発注者は、本事業が民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

第3条　（本事業の概要等）

本事業の概要は、別紙1第1項記載のとおりとする。

2 本事業は、別紙1第2項の日程表に従って実施されるものとする。

第4条　（公募資料等の優先順位）

本基本契約、設計・施工一括請負契約、維持管理業務委託契約、公募資料等に従い2026年●月●日付けで選定事業者が発注者に提出した提案書（その後の変更を含み、以下「提案書」という。）の間に齟齬がある場合、①本基本契約、②設計・施工一括請負契約、維持管理業務委託契約、③公募資料等、④提案書の順にその解釈が優先するものとする。ただし、発注者と選定事業者が協議の上、提案書の記載内容が公募資料等に優先すると確認した場合には、当該部分については提案書の記載が公募資料等に優先するものとする。

2 選定事業者が本事業の公募資料等に基づき提出した提案書に記載された内容は、選定事業者に履行義務があるものとする。ただし、発注者の判断により履行義務としない場合がある。

第5条　（選定事業者の役割分担）

本事業の遂行について、選定事業者を構成する者は、それぞれ、別紙1第5項及び次の各号に掲げる役割及び業務実施責任を負うものとし、その責任の範囲内において本事業を実施するものとする。

(1)　本施設の設計に関する一切の業務（以下「設計業務」という。）は設計企業がこれを請け負い、本施設の建設に関する一切の業務（以下「施工業務」という。）は建設企業がこれを請け負い、及び本施設の工事監理に関する一切の業務（以下「工事監理業務」という。）は工事監理企業がこれを請け負う。

(2)　本施設の維持管理に関する一切の業務（以下「維持管理業務」という。）は、維持管理企業がこれを受託する。

第6条　（統括管理業務責任者）

選定事業者は、本基本契約の締結後、直ちに事業契約に基づく業務すべてについてその運営、取締りを行う統括管理業務責任者及び統括管理業務副責任者（以下「統括管理業務責任者等」という。）を選定し設置しなければならない。また、選定事業者は、統括管理業務責任者等の氏名その

他必要な事項を発注者に通知しなければならない。統括管理業務責任者等を変更したときも同様とする。

2 統括管理業務責任者等は、事業契約の履行を含む事業契約に基づく業務に関してそのすべての運営、取締りを行うほか、事業契約に基づく業務に関して代表企業及び構成企業を含む選定事業者のすべての代表として、事業契約に基づく選定事業者の一切の権限の行使を行うものとし、また、発注者は、事業契約に基づく通知を統括管理業務責任者等に行うことができる。

3 統括管理業務責任者等を変更する場合は、発注者に通知して承認を得なければならない。また、前任及び後任の統括管理業務責任者等は自らの責任において、統括管理業務責任者等の変更後も業務の遂行が滞ることがないよう、適切な引継ぎを行うこととする。

第7条　（設計業務・施工業務・工事監理業務）

設計業務、施工業務及び工事監理業務の概要は、別紙1第3項記載のとおりとする。

2 前項に規定するほか、設計業務、施工業務及び工事監理業務の詳細は、設計・施工一括請負契約の定めるところに従うものとする。

第8条　（維持管理業務）

維持管理業務の概要は、別紙1第4項記載のとおりとする。

2 前項の規定によるほか、維持管理業務の詳細は、維持管理業務委託契約の定めるところに従うものとする。

3 維持管理業務委託契約については、発注者の予算措置が講じられたことを条件に、[2029年●月]を目途として契約されるものとし、当該予算措置が講じられた場合、発注者及び選定事業者は、維持管理業務委託契約の締結時期を協議の上決定し、維持管理業務委託契約を締結するものとする。なお、当該協議が整わない場合、維持管理業務委託契約の締結時期は、発注者が合理的に決定するものとする。

第9条　（第三者の使用）

選定事業者は、提案書に従い設計業務、施工業務、工事監理業務及び維持管理業務をその構成企業及び協力企業にて実施し又は実施させることができる。なお、本基本契約において「協力企業」とは、構成企業以外の者であって、本事業の開始後、構成企業から直接業務を受託する、又は請け負うことを予定している者である、[●]、及び[●]をいう。

2 選定事業者は、[設計・施工一括請負契約又は維持管理業務委託契約に従って]事前に発注者の承諾を得た場合に限り、設計業務、施工業務、工事監理業務及び維持管理業務の一部を、構成企業又は協力企業以外の第三者に実施させることができる。

3 第1項及び第2項による構成企業、協力企業又は第三者への設計業務、施工業務、工事監理業務又は維持管理業務の委託及び請負については、設計・施工一括請負契約又は維持管理業務委託契約に従って行うものとする。

第10条　（許認可等）

本事業の実施に必要な許認可は、選定事業者がその責任と費用において取得及び維持し、申請、届出等を行う。発注者は、選定事業者からの要請がある場合は、発注者による許認可取得及び維持、申請、届出等に必要な資料等の提供その他について協力する。

2 前項の規定にかかわらず、発注者の単独名義ですべき許認可、申請、届出等は発注者が行う。選定事業者は、発注者からの要請がある場合は、発注者による許認可取得及び維持、申請、届出等に必要な資料等の提供その他について協力する。
3 選定事業者は本事業の実施に必要な許認可の取得、申請、届出が遅延し又はそれらを行わず、本基本契約の履行の全部又は一部の履行ができないときは、選定事業者の責めに帰すべき事由によるものとみなす。

第11条　(条件変更等)

選定事業者は、本基本契約に従い業務を実施するに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、発注者の確認を受けなければならない。

(1)公募資料等を構成する書類の内容がそれぞれ一致しないこと。

(2)公募資料等の誤謬があること。

(3)事業場所の条件(形状、地質、湧水インフラ整備状況等の条件をいうものとし、埋蔵文化財、土壌汚染及び地中障害物に係る条件を含む。次号において同じ。) 又は本施設の条件について公募資料等に示された又は公募資料等から合理的に想定し得る自然的又は人為的な条件と実際の現場が一致しないこと。

(4)公募資料等で明示されていない事業場所の条件について、予期することができない特別の状態が生じたこと。

2 発注者は、前項各号に掲げる事実の通知を受けたときは又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行わなければならない。
3 発注者は、調査の結果(これに対して採るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)を取りまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を選定事業者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ選定事業者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
4 前項の調査の結果において第 1 項の事実が確認された場合において、発注者は、必要があると認められるときは、選定事業者の意見を聴いて、その対応方法を定め、別紙 1 第 2 項の事業日程を変更することができる。
5 発注者は、前項の規定により第 1 項各号に掲げる事実に対応するために、本基本契約履行のための増加費用が必要なときは、当該増加費用を負担について選定事業者と協議するものとし、選定事業者に本基本契約の履行のための費用の減少が生じるときは、設計・施工一括請負契約に定める契約金額（以下「契約額 A」という。）又は維持管理業務委託契約に定める契約金額(以下「契約額 B」といい、契約額 A 及び契約額 B を個別に又は総称して「契約額」という。)を減額する。なお、選定事業者は増加費用が発生する場合にあっては、当該費用の増加が最小限となるよう当該業務を実施しなければならない。

第12条　(要求水準書の変更)

発注者は、公募資料等を構成する要求水準書（以下「要求水準書」という。）共通事項及び施設整備編第 1 章 7 記載の変更事由が生じたと認めるときは、要求水準書の変更案の内容及び変更の理由を選定事業者に通知して、要求水準書の変更の協議を求めることができる。
2 選定事業者は、前項の通知を受けたときは、7 日以内に、発注者に対して設計の変更、事業日程の変更、選定事業者の本事業の実施に関する費用の増減等、当該要求水準書の変更が本事業に与える影響を通知し、発注者と協議を行わなければならない。

3 前項の通知の日から 14 日を経過しても前項の協議が整わない場合において、発注者は、必要があると認めるときは、要求水準書の変更を選定事業者に通知し、これを変更することができる。この場合において、選定事業者に増加費用又は損害が発生したときは、発注者は必要な費用を負担しなければならない。ただし、選定事業者の責めに帰すべき事由により要求水準書の変更が行われた場合又は選定事業者が増加費用又は損害の発生を防止する努力を怠った場合においては、この限りでない。また、当該要求水準書の変更が不可抗力に基づく場合の増加費用又は損害の負担は、別紙 4 に準じるものとし、当該要求水準書の変更が法令変更に基づく場合の増加費用又は損害の負担は、別紙 5 に準じるものとする。

4 要求水準書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認めるときは、理由を示して要求水準書以外の公募資料等についても変更することができる。また、別紙 1 第 2 項の事業日程、契約額の変更等に係る変更契約を締結する旨を選定事業者に通知することができ、この場合、選定事業者は発注者と協議を行わなければならない。

第13条　(モニタリング)

発注者は、本事業の実施状況及びにその業績を監視するため、別紙 2 に規定されるモニタリングを行い、別紙 2 に規定される措置をとることができるものとする。

2 選定事業者は、発注者のモニタリング実施について、自らの費用で協力しなければならない。

3 発注者がモニタリングの実施及びその他本基本契約に基づき選定事業者の業務を確認し、又は承認若しくは承諾を与えたことのみをもって、選定事業者の本事業の実施の結果について発注者が責任を負担するものとは解されない。

4 選定事業者は、本事業の実施状況を常に確認し、本基本契約に従った履行ができず、又はそのおそれがあると認めたときは、適切な措置をとり、本事業の実施に支障が生じないよう努めなければならない。

第14条　(履行の場所)

発注者は、事業場所その他要求水準書において定められた建設工事の施工上必要な用地(ただし、選定事業者が任意に用意する資材置場等を除く。)を選定事業者が工事の施工上必要とする日までに確保しなければならない。

2 選定事業者は、事業場所内において本事業を実施しなければならない。ただし、業務の性質上、事業場所の外で実施する必要があるものについては、その限りではない。

3 選定事業者は、第三者に事業場所を使用又は収益させてはならない。

第15条　(契約期間中の保険)

選定事業者は、契約期間中、別紙 3 に記載する保険に加入しなければならない。

2 選定事業者は、前項に従い保険に加入(変更、更新を含む。以下同じ。)した場合は、保険証券の写し等を、速やかに発注者に提出して、その確認を受けなければならない。

第16条　(選定事業者の債務不履行による契約の解除)

本施設の引渡し前において、次に掲げる場合、発注者は選定事業者に対して書面により通知した上で本基本契約の全部を解除することができる。

(1)選定事業者が、設計又は建設工事に着手すべき期日を過ぎても設計又は建設工事に着手せず、相当の期間を定めて発注者が催告しても当該遅延について選定事業者から発注者が満足すべき合理的な説明がないとき。

(2)選定事業者の責めに帰すべき事由により、引渡予定日から 60 日が経過しても本施設の引渡しができないとき、又は引渡予定日から 60 日以内に本施設が引渡される見込みが無いと明らかに認められるとき。
(3) 別紙 2 の 2(2)イに規定される場合に該当したとき。
(4)前各号に規定する場合のほか、選定事業者が本基本契約に違反し、その違反により本基本契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 本施設の引渡日以降において、次に掲げる場合、発注者は選定事業者に対して書面により通知した上で本基本契約の全部又は一部を解除することができる。
(1)別紙 2 の 3(2)②エに規定される場合に該当したとき。
(2)選定事業者の責めに帰すべき事由により、本基本契約の履行が不能となったとき。
(3)前各号に規定する場合のほか、選定事業者が本基本契約に違反し、相当期間の催告を行っても当該違反が是正されないとき。

3 次に掲げる場合、発注者は選定事業者に対して書面により通知した上で、本基本契約の全部を解除することができる。
(1)選定事業者のいずれかが、任意に事業を放棄したとき。
(2)選定事業者のいずれかが電子交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
(3)選定事業者のいずれかが、破産、会社更生、民事再生、特別清算その他これらに類する法的倒産手続について選定事業者の取締役会でその申立てを決議したとき又は第三者(選定事業者の取締役を含む。)によってその申立てがなされたとき。
(4)本基本契約以外のいずれかの事業契約が締結に至らなかったとき。
(5)本基本契約以外のいずれかの事業契約が解除その他理由の如何を問わず終了したとき。

第17条 (発注者の債務不履行)

発注者が本基本契約に基づいて履行すべき契約額その他の金銭の支払を遅延した場合、発注者は、選定事業者に対して、当該支払うべき金額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 14 条及び第 8 条第 1 項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した額を遅延損害金として支払うものとする。

2 発注者が本基本契約上の重要な義務に違反し、かつ、選定事業者による催告の後 60 日以内に当該違反を是正しない場合、選定事業者は本基本契約を解除することができる。

第18条 (発注者による任意解除)

発注者は、合理的な理由があるときは、選定事業者に対して、[180]日以上前に通知を行うことにより、本基本契約を解除することができる。

第19条 (連帯保証)

構成企業は、自らが契約当事者とはならない事業契約に基づき生じた損害賠償義務、違約金支払義務その他一切の金銭債務(以下「主債務」という。)について、当該事業契約の契約当事者である構成企業と連帯して履行する保証債務(以下「本連帯保証債務」という。)を負う。本連帯保証債務の履行については、次項以降の定めに従うものとする。

2 本連帯保証債務は、主債務に係る担保又は他の保証により変更されず影響も受けないものとする。構成企業は、発注者がその都合によって担保又は他の保証を変更・解除しても、本連帯保証債務の免責を主張してはならない。

3 構成企業は、発注者に対する事業契約に基づく契約額支払請求権その他の債権をもって、本連帯保証債務に係る発注者の債権と相殺してはならない。
4 構成企業は、本連帯保証債務の履行により発注者の他の構成企業に対する権利につき代位した場合であっても、主債務の履行が完了するまで、代位した権利を行使してはならない。構成企業は、発注者から請求を受けた場合、代位による権利又は順位を発注者に無償で譲渡するものとする。また、構成企業は、本連帯保証債務の履行により他の構成企業に対して求償権を取得した場合であっても、主債務の履行が完了するまで、当該求償権を行使してはならない。ただし、発注者が事前の書面による承諾をした場合には、この限りでない。
5 構成企業による本基本契約に基づく連帯保証は、主債務に係る担保又は他の保証を変更せず影響も与えないものとする。
6 発注者は、本連帯保証債務の履行を請求しようとするときは、構成企業の全部又は一部に対して、発注者が別途定める様式による保証債務履行請求書を送付する。当該保証債務履行請求書を受領した構成企業は、その受領した日から 30 日以内に、当該請求に係る本連帯保証債務の履行を完了しなければならない。

第20条　（法令の変更等）

本基本契約の締結日の後に法令が変更されたことにより、本施設が本基本契約及び公募資料等に従って建設することができなくなった場合、本基本契約及び公募資料等で提示された条件に従って維持管理業務を行うことができなくなった場合、又は本基本契約の履行のために費用が増加すると判断した場合、選定事業者はその内容の詳細を記載した書面により直ちに発注者に対して通知しなければならない。
2 発注者及び選定事業者は、前項の通知がなされた時以降において、本基本契約に基づく自己の義務が適用法令に違反することとなった場合、履行期日における当該自己の義務が適用法令に違反する限りにおいてその履行義務を免れるものとする。ただし、発注者及び選定事業者は法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするように努力しなければならない。
3 発注者が選定事業者から第 1 項の通知を受領した場合、発注者及び選定事業者は、当該法令変更に対応するために速やかに本基本契約、本施設の設計、本事業のスケジュール、要求水準書に示された要求水準の変更及び増加費用の負担等必要な事項について協議しなければならない。
4 前項の協議にかかわらず、法令変更の公布日から 60 日以内に本基本契約等の変更及び増加費用の負担等についての合意が成立しない場合、発注者が法令変更に対する対応方法を選定事業者に対して通知し、選定事業者はこれに従い本事業を継続する。この場合の増加費用の負担は、別紙 5 に記載する負担割合によるものとする。ただし、本事業の採算性に著しく影響を与える法令変更の場合には、発注者及び選定事業者は事業の継続を検討することを目的として、協議の期間を 60 日を超えて延長できるものとする。
5 本基本契約の締結日の後における法令変更により、発注者が本事業の継続が困難と判断した場合又は発注者が負担すべき増加費用の額が多大であると判断した場合、発注者は、選定事業者の意見を聴いた上で、本基本契約を解除することができる。

第21条　（不可抗力等）

本基本契約の締結日の後に不可抗力により、本基本契約及び公募資料等に従って本施設が建設することができなくなった場合、維持管理業務を行うことができなくなった場合、又は本基本契約の履行のために費用が増加すると判断した場合、選定事業者はその内容の詳細を記載した書面により直ちに発注者に対して通知しなければならない。

2 発注者及び選定事業者は、前項の通知がなされた時以降において、本基本契約に基づく自己の義務が不可抗力により履行不能となった場合、履行不能となった範囲で履行期日における当該義務の履行義務を免れるものとする。ただし、発注者又は選定事業者は不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするように努力しなければならない

3 発注者が選定事業者から第 1 項の通知を受領した場合、発注者及び選定事業者は、当該不可抗力に対応するために速やかに本基本契約、本施設の設計、本事業のスケジュール、要求水準書に示された要求水準の変更及び増加費用の負担等必要な事項について協議しなければならない。

4 前項の協議にかかわらず、不可抗力が生じた日から 60 日以内に本基本契約等の変更及び増加費用の負担等についての合意が成立しない場合、発注者が不可抗力に対する対応方法を選定事業者に対して通知し、選定事業者はこれに従い本事業を継続する。なお、この場合の増加費用の負担は、別紙 4 に記載する負担割合によるものとする。

5 本基本契約の締結日の後に不可抗力により、発注者が本事業の継続が困難と判断した場合又は発注者が負担すべき増加費用の額が多大であると判断した場合、発注者は、選定事業者の意見を聴いた上で、本基本契約を解除することができる。

第22条　(秘密保持)

発注者及び選定事業者は、本事業に関連して相手方から受領する際に秘密と指定された情報(以下「秘密情報」という。)を責任をもって保持管理し、本基本契約で特に規定のある場合を除くほか、第三者に開示してはならない。本基本契約の終了後であっても、同様とする。

2 発注者及び選定事業者は、委託先や請負発注先等への見積依頼や契約の締結、弁護士及び公認会計士等への相談依頼等を行う場合においては、発注者及び選定事業者が本基本契約に基づき負担するのと同内容の守秘義務を第三者に対して負わせた上で、当該業務等に必要な限りで当該第三者に秘密情報を開示できるものとする。

3 前二項の定めにかかわらず、発注者及び選定事業者は、法令に基づく場合又は権限ある官庁、公署、裁判所等の要請、命令に基づく場合は、相手方の承諾を要することなく秘密情報を開示できる。

4 次に掲げる情報は秘密情報から除外する。

(1) 開示のときに既に公知である情報

(2) 発注者又は選定事業者から開示される以前に発注者又は選定事業者が正当に保持していたことを証明できる情報

(3) 発注者及び選定事業者が、本基本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により承諾した情報

(4) 開示の後、発注者又は選定事業者のいずれの責めに帰すべき事由によらないで公知となった情報

5 発注者及び選定事業者は、本基本契約の遂行以外の目的で秘密情報を使用してはならない。

6 第 1 項の規定にかわわらず、発注者は、選定事業者の提出した事業計画書及び事業報告書並びに別紙 2 の規定により実施したモニタリングの結果を公表できるものとする。

第23条　(個人情報の保護)

選定事業者は、業務を行う上で、個人情報の保護を図るため、個人情報管理責任者を定めるとともに、次の各号について必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

(1)個人情報は、業務の目的の達成に必要な範囲内で、正確かつ最新なものとすること。個人情報の漏えいを防止すること。
(2)個人情報の改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。

2 選定事業者は、あらかじめ発注者と協議の上、前項に掲げる個人情報の適正な維持管理等のための規程を定めなければならない。

第24条　(公租公課の負担)

本基本契約に関連して生じる公租公課は、本基本契約に別段の定めがある場合を除き、全て選定事業者の負担とする。発注者は、契約額に対する消費税を支払う以外には、本基本契約に関連する全ての公租公課について別途負担しないものとする。

第25条　(発注者による債務の履行)

本基本契約の締結後に発注者が本基本契約の規定に従い新たに債務を負担するものが生じた場合、発注者は予算の定めるところの他、適用ある法令及び条例が規定する手続に従い当該債務を履行し、これを支払うものとする。

第26条　(特許権等)

特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法及び維持管理方法等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を選定事業者が負担しなければならない。ただし、発注者が指定した工事材料、施工方法等で、公募資料等に特許権等の対象である旨が明記されておらず、選定事業者が特許権等の対象であることを知らなかった場合には、発注者が責任を負担するものとする。

第27条　(契約上の地位及び権利義務の譲渡)

発注者の事前の承諾がある場合を除き、選定事業者は本基本契約上の地位及び権利義務を第三者に対して譲渡し、担保に提供し、又はその他の処分をしてはならない。

第28条　(調査、監督等)

発注者は、本事業の適正かつ確実な実施を期するため必要があると認めるときは、本基本契約の他の規定で定める場合の他、本基本契約に基づき実施する業務に関して調査し、又は報告若しくは資料の提出を求めるとともに、選定事業者に対して必要な指示をすることができる。

2 選定事業者は、正当な理由なく、前項の調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は前項の報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

第29条　(発注者の支払)

発注者が本基本契約に従って選定事業者に契約額その他の金銭を支払う場合で、発注者が選定事業者に対し履行期間の到来した金銭債権を有する場合、発注者は当該金銭債権の金額を控除した上で選定事業者に対する支払をすることができる。

第30条　(請求、通知等その他)

本基本契約に定める請求、通知、報告、承諾、催告、確認及び解除は、相手方の承諾がある場合を除き、書面をもって行われなければならない。なお、発注者及び選定事業者は、当該請求等のあて先を各々相手方に対して別途通知するものとする。

2 本基本契約の履行に関して用いる計算単位は、公募資料等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定めるものとする。

3 本基本契約の期間の定めは、民法(明治 29 年法律第 89 号)及び商法(明治 32 年法律第 48 号)が規定するところによるものとする。

4 本基本契約の履行に関して発注者と選定事業者との間で用いる言語は、日本語とする。

5 本基本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

第31条　(有効期間)

本基本契約は、締結の日から効力を生じ、本基本契約に別段の規定がある場合を除き、2036 年 3 月 31 日又は事業契約の全てが終了した日のうちいずれか早い日をもって終了する。

第32条　(準拠法)

本基本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

第33条　(管轄裁判所)

本基本契約に関する訴訟又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

第34条　(解釈)

本基本契約に定めのない事項又は本基本契約の解釈について疑義が生じたときは、法令等に定めるところに従うほか、発注者と選定事業者が協議して定めるものとし、協議が調わない場合は、発注者の解釈によるものとする。

第35条　(協議)

本基本契約において両当事者による協議が予定されている事由が発生した場合、発注者及び選定事業者は、速やかに協議の開催に応じなければならないものとし、本基本契約又は要求水準書に基づき、又はその他の本基本契約に関する事項について発注者と選定事業者が協議を行うときは、それぞれ誠実に対応しなければならない。

2 選定事業者は発注者と協議を行っていることのみを理由として本基本契約の履行を拒んではならない。

別紙 1

事業の概要等

1　本事業の概要

2　事業日程

・ 本施設の設計及び建設

設計業務着手	本基本契約締結の日
基本設計完了	●年●月
実施設計完了	●年●月
着工	●年●月
引渡し	●年●月

・ 本施設の維持管理業務

本施設の引渡し日から 2036 年 3 月 31 日まで
ただし、本施設の引渡し日を 2030 年 3 月期限とする場合は、HPC 室の部分使用開始以降に電気主任技術者の配置を要する場合がある。

3　設計業務、施工業務及び工事監理業務の概要
要求水準書及び提案書等のとおり

4　維持管理業務の概要
要求水準書及び提案書等のとおり

5　業務担当企業一覧
担当する業務内容【設計、工事監理、施工、維持管理等】
商号または名称　**【●●●●●】**
所 在 地　　**【●●●●●】**
種別　　【構成企業／協力企業】

（ 締結時に公募資料等及び提案書の内容を踏まえ記載致します。 ）

別紙 2

モニタリング及び契約額の減額方法等

1　基本事項

(1)　基本的な考え方

発注者は、本事業の実施状況について、モニタリングを実施し、選定事業者が業務を適正かつ確実に行い、公募資料等、提案書等に規定された要求水準を達成していることを確認する。

発注者が実施するモニタリングは、基本的には選定事業者が実施するセルフモニタリングの結果を活用して実施する。ただし、発注者が直接実地調査や現場スタッフに対するヒアリング、独自のアンケート等の補足的なモニタリングを実施する場合もある。

モニタリングの結果、選定事業者の責めに帰す事由により、要求水準が達成されていない、又は達成されないおそれがあると判断した場合には、発注者は選定事業者に対して改善勧告、契約額の支払停止や減額等の措置を行うものとする。なお、これらの措置を行うことは、基本契約書に基づく発注者の契約解除権の行使を妨げるものではないので留意すること。

なお、以下では、発注者が行うモニタリングを「モニタリング」といい、選定事業者が行うモニタリングを「セルフモニタリング」という。

(2)　モニタリングの対象

モニタリングの対象は、原則として公募資料等及び提案書で定めるすべての内容を網羅するものとする。ただし、公募資料等及び提案書に定めのない事項であっても、適正かつ確実な業務の履行に影響のある場合は、発注者と選定事業者が協議して、モニタリングの対象として定めることができる。モニタリングの対象となる業務は次のとおりである。

・本施設の設計業務、施工業務、工事監理業務
・本施設の維持管理業務

(3)　モニタリングの費用負担

モニタリングの実施に際して、発注者に発生する費用は発注者の負担とする。ただし、発注者が実地調査等を行う場合に、選定事業者に発生する費用は、選定事業者の負担とする。

選定事業者が実施するセルフモニタリング及び報告書の作成等に係る費用は、選定事業者の負担とする。

2　本施設整備業務におけるモニタリング

発注者は、選定事業者が履行する設計業務、施工業務及び工事監理業務（以下、総称して「本施設整備業務」という。）のそれぞれの内容が、公募資料等及び提案書に規定された要求水準を達成していることを確認する。

(1)　モニタリングの方法

①　設計業務

・選定事業者は、設計業務の着手前に着手届、技術者届及び技術者経歴書を提出する。発注者はその内容を確認する。
・選定事業者は、基本設計完了時及び実施設計完了時にそれぞれ、公募資料等及び提案書に記載されている要求水準が遵守されているかどうかについてセルフモニタリングを行う。その上で、要求水準確認報告書を作成し、発注者に報告する。発注者は、これらのセルフモニタリングの内容及び結果の確認を行う。
・発注者は、設計の検討内容について、選定事業者にいつでも確認することができる。また、選定事業者は、発注者から随時状況の確認を受けるとともに、提出した工程表に基

づき、基本設計完了時及び実施設計完了時に指定された図書を発注者に提出する。発注者は報告の内容及び結果を確認する。

② 施工業務及び工事監理業務

ア　着工前業務

・選定事業者は、建築準備調査等を実施し、調査結果を発注者に報告する。発注者は報告の内容を確認する。

・選定事業者は、建設工事着工前に詳細工程表を含む施工計画書等を作成し、施工業務を行う者及び工事監理者が内容を確認した上で、発注者に提出する。発注者はこれらの内容を確認する。

・工事監理者は、工事監理着手前に公募資料等で指定された書類を、選定事業者を通じて発注者に提出する。発注者はこれらの内容を確認する。

イ　工事期間中業務

・工事監理者は、選定事業者を通じて工事監理の状況を毎月発注者に定期的に報告する。また、発注者から要請があったときは随時報告を行う。発注者はこれらの内容を確認する。

・選定事業者は、建設工事の完成時に施工記録を用意し、発注者の確認を受ける。

・選定事業者は、施工前及び竣工時にそれぞれ、公募資料等及び提案書に記載されている要求水準が遵守されているかどうかについて、セルフモニタリングを行う。その上で、要求水準確認報告書を作成し、発注者に報告する。発注者はこれらのセルフモニタリングの内容及び結果の確認を行う。

・選定事業者は、公募資料等で指定された報告書を工事期間中に作成し、建設工事業務を行う者及び工事監理者がともに内容を確認した上で、発注者に提出する。発注者はこれらの内容を確認する。

ウ　竣工後業務

・選定事業者は、竣工検査に先立ち、室内空気中化学物質の濃度を測定し、その結果を発注者に報告する。発注者はその内容を確認する。

・選定事業者は、竣工検査等の結果に関する書面の写しを添えて発注者に報告する。発注者は、選定事業者による検査等の終了後、施工業務を行う者及び工事監理者の立会いの下で、竣工確認を実施する。

・選定事業者は、提出した詳細工程表に基づき、発注者による竣工確認の通知に必要な竣工図書を発注者に提出する。発注者はこれらの内容を確認する。

(2) 水準未達があった場合の措置

ア　改善計画書の提出

・モニタリングの結果、業務要求水準を達成していない事業（以下「水準未達」という。）が確認された場合、発注者は、選定事業者に対して、水準未達の是正を求めるとともに、改善計画書の提出を求める。

・選定事業者は、発注者による提出の要求を受けた日から5日以内（ただし、5日目の日が発注者の休日に当たるときは、その直後の日まで）に、対象となる水準未達の是正措置を記載した改善計画書を発注者に提出する。

－当該是正措置が適正かつ確実であると発注者が認めた場合：選定事業者は提出した是正措置を実施し、その後速やかに実施状況を改善報告書として発注者に提出する。

－当該是正措置が適正かつ確実ではないと発注者が認めた場合：発注者は選定事業者に改善計画書の再提出を求める。選定事業者は是正措置を再度検討し、発注者に改善計画書を再提出する。

イ　契約の解除

・次のいずれかの場合、発注者は選定事業者に催告することにより、3 カ月以内に設計・施工一括請負契約を解除することができる。

(ｱ) 発注者から改善計画書の提出及び再提出を求められているにもかかわらず、選定事業者が要求を受けた日から 30 日以内（ただし、30 日目の日が発注者の休日に当たるときは、その直後の日まで）に改善計画書の提出をしない場合

(ｲ) 改善計画書に記載された内容が実施されず、一向に改善が見られない場合

・設計・施工一括請負契約が解除された場合、発注者は選定事業者に対して違約金及び損害賠償金を請求できるものとする。なお、違約金及び損害保証金の考え方は設計・施工一括請負契約で示す。

3　本施設の維持管理業務におけるモニタリング

発注者は、選定事業者が履行する維持管理業務の内容が、公募資料等及び提案書に規定された業務要求水準を達成していることを確認する。

(1) モニタリングの方法

① モニタリング計画書の作成

選定事業者は、事業契約の締結後、維持管理に係る業務計画書及び業務計画書に付随する書類に基づき、次の項目の詳細について発注者と協議し、本施設維持管理業務の開始 3 カ月前までにモニタリング計画書を発注者に届け出て、業務開始前までに発注者の承諾を得ること。

・モニタリング時期
・モニタリング内容
・モニタリング組織
・モニタリング手続
・モニタリング様式

② 日常モニタリング

・選定事業者は、日報を作成し適切に保管すること。発注者の要請に応じて、選定事業者は発注者に提出すること。
・発注者は、日報の内容により、選定事業者の業務実施状況を確認する。発注者は確認した内容を踏まえて実地調査、選定事業者に対する説明要求等を行う場合がある。

③ 月次モニタリング

・選定事業者は、月報を作成し、翌月 10 日までに発注者に提出すること。
・発注者は、月報の内容により、選定事業者の当該月の業務実施状況を確認する。発注者は確認した内容を踏まえて実地調査、選定事業者に対する説明要求等を行う。

④ 四半期モニタリング

・選定事業者は、四半期報を作成し、それぞれ 7 月・10 月・1 月・4 月 10 日まで（ただし、10 日が発注者の休日に当たるときは、その直後の日まで）に発注者に提出すること。また、本施設の維持管理業務を開始してから始めの四半期報の提出日については、発注者と協議のうえ決定するものとする。

・発注者は、四半期報により、選定事業者の四半期の業務実施状況を確認する。発注者は確認した内容を踏まえて実地調査、選定事業者に対する説明要求等を行う。

⑤ 年次モニタリング

・選定事業者は、年度報告書を作成し、各年度の業務終了後5月末日までに発注者に提出すること。

・発注者は、年度報告書により、選定事業者の当該年度の業務実施状況を確認する。発注者は確認した内容を踏まえて実地調査、選定事業者に対する説明要求等を行う。

⑥ 随時モニタリング

・発注者は、必要と認める場合、上記①から⑤までのモニタリングとは別に、随時、必要に応じて実地調査、選定事業者に対する説明要求等を行い、選定事業者の業務実施状況を確認する。

(2) 水準未達があった場合の措置

① 水準未達の認定等

ア 水準未達の発見

・上記(1)に定める各種モニタリングにより、水準未達を発見した場合、発注者は選定事業者に対して、モニタリング結果を通知するとともに、当該業務の実施状況等に関する状況報告書の提出を求める。また、必要に応じて、実地調査、選定事業者に対する説明要求等を行う。

イ 選定事業者による状況報告書の提出

・選定事業者は、発注者からの上記(ｱ)の通知到達から5日以内（ただし、5日目の日が発注者の休日に当たるときは、その直後の日まで）に当該業務の実施状況に関する報告書を発注者に提出する。

ウ 発注者による水準未達の認定

・発注者は、状況報告書の内容に基づき、当該業務が水準未達か否かを決定し、その結果を選定事業者から状況報告書が到達してから10日以内（ただし、10日目の日が発注者の休日に当たるときは、その直後の日まで）に選定事業者に通知する。

エ 改善勧告

・発注者は、当該業務の実施状況が水準未達と確認した場合は、直ちに選定事業者に対し適切な改善措置の実施を要求する。その結果、速やかに是正がされない場合には、改善勧告を行うとともに、選定事業者に改善計画書の提出を求める。

・選定事業者は、発注者の行った改善勧告の内容が妥当でないと判断したときは、発注者に対して異議申立てを行うことができる。異議申立てがあったときは、その改善勧告の内容について発注者は選定事業者と協議する。

オ 改善計画書の提出

・選定事業者は、改善勧告に基づき、発注者からの通知受領から5日以内（ただし、5日目の日が発注者の休日に当たるときは、その直後の日まで）に、次の内容等を記載した改善計画書を発注者に提出し、承諾を得なければならない。

－水準未達の内容、場所及び原因

－水準未達の状況を改善及び復旧する具体的な方法、期限及び責任者

－事業実施体制、事業実施計画等についての必要な改善方策

・ただし、当該業務の水準未達の改善に緊急を要し、かつ応急措置等を行うことが合理的と判断される場合は、上記によらず、選定事業者は、自らの責任において直ちに適切な応急措置等を実施して、直ちに発注者に報告すること。

カ　改善措置の実施

・選定事業者から提出された改善計画書の期限・内容が適当であると発注者が承諾した場合、選定事業者は改善計画書に基づき、直ちに改善措置を実施し、その終了後速やかに、その実施状況を改善報告書として発注者に提出する。

・なお、発注者は、選定事業者から提出された改善計画書が、水準未達を是正できる内容と認められない場合は、当該改善計画書の変更、若しくは再提出を求めることができる。

キ　再改善勧告

・発注者は、期限内に水準未達が改善されているかどうかを確認し、確認できない場合は、再改善勧告を行うことができる。

ク　契約額の支払停止措置

・上記キにより提出された 2 回目の改善計画書に沿った期間・内容による是正が認められないと判断した場合、発注者は、契約額 B について、適正な改善措置が確認できるまでの間、支払停止の措置を講ずることができる。

② 水準未達と認定された場合の措置

ア　減額ポイントの発生

・発注者が水準未達と認定した場合、対象業務について減額ポイントを付与する。減額ポイントは当該四半期ごとに合計する。

・ここでいう対象業務とは、契約額 B の各区分に対応する各業務を単位とする。以下同じ。

イ　契約額の減額

・水準未達が認定された場合には、減額ポイントを加算する。減額ポイントの合計を計算し、減額ポイントが一定値に達した場合には、対象業務に対応する契約額 B の減額を行う。

・契約額の減額計算に用いる減額ポイントは、契約額 B の対象業務は四半期のモニタリングにのみ用いるものとし、次の期間に繰り越さない。

ウ　維持管理業務を行う者の変更

・発注者は、選定事業者の実施する維持管理業務の結果が、次のいずれかに該当する場合には、選定事業者と協議を行い、当該業務を行う者の変更を求めることができる。なお、ここでいう維持管理業務は契約額Ｂに対応する各業務を単位とする。

(ｱ) 3 四半期連続で同一区分の業務において減額ポイントが 10 ポイント以上発生した場合

(ｲ) 1 四半期で減額ポイントが 50 ポイント以上発生した場合

(ｳ) 明らかに重大な支障がある事象が、1 四半期に 3 回以上発生した場合

・上記のいずれかの場合に、発注者が選定事業者に対して、対象となる維持管理業務を行う者の変更を求めたときは、選定事業者は、30 日以内（ただし、30 日目の日が発注者の休日に当たるときは、その直後の日まで）に対象となる維持管理業務を行う者を変更し、その名称や業務実績等の詳細を発注者に提出する。

・なお、上記によって、対象となる維持管理業務を行う者が変更された場合でも、当該四半期内に発生した減額ポイントの発生により契約額の減額措置等の実施を妨げるものではない。

エ　契約の解除

・次のいずれかの場合、発注者は選定事業者に催告することにより、3 カ月以内に維持管理業務委託契約を解除することができる。

(ｱ) 発注者から対象となる維持管理業務を行う者の変更を求められているにもかかわらず、選定事業者が 30 日以内（ただし、30 日目の日が発注者の休日に当たるときは、その直後の日まで）に対象となる維持管理業務等を行う者を選任しない場合

(ｲ) 対象となる維持管理業務を行う者が変更された後、上記ウの(ｱ)、(ｲ)、(ｳ)のいずれかに該当した場合

(ｳ) 発注者から改善計画書の提出及び再提出を求められているにもかかわらず、選定事業者が要求を受けた日から 30 日以内（ただし、30 日目の日が発注者の休日に当たるときは、その直後の日まで）に改善計画書の提出をしない場合

(ｴ) 改善計画書に記載された内容が実施されず、一向に改善が見られない場合

・維持管理業務委託契約が解除された場合、発注者は選定事業者に対して違約金及び損害賠償金を請求できるものとする。なお、違約金及び損害保証金の考え方は維持管理業務委託契約で示す。

③ 契約額の減額方法

ア　水準未達の対象となる状況

・モニタリングの結果、①の措置を経て対象業務の実施状況が水準未達と認定された場合、②のア及びイの手続きを経て、対象業務に対応する契約額の減額を行う。

・維持管理業務の実施状況が水準未達と認定される場合の事象例は、次の(ｱ)又は(ｲ)の状態である。これらと同等以上と認められる状況についても水準未達となる。

(ｱ) 明らかに重大な支障がある場合

業務		水準未達の例
全般		・ 故意による維持管理業務の放棄 ・ 利用者等の活動に影響を及ぼす事態の放置 ・ 利用者等の活動に重大な影響を及ぼす事態の発生 ・ 故意に発注者と連絡を行わない（長期の連絡不通等） ・ 発注者の合理的な指導や指示に従わない ・ 施設の大部分が利用できない ・ 重要な設備・機器が利用できない ・ 重要な什器備品（鍵等）、台帳等の紛失、破棄 ・ 発注者の承諾を得ない各種計画書、事業報告書の提出の大幅な遅延（記載内容が極めて不十分な状態を含む。）、 ・ 重大な内容の虚偽報告、故意又は重大な過失による虚偽報告、個人情報の漏洩、改ざん、滅失、き損 ・ 水準未達の状態の長期間にわたる放置
維持管理業務	共通	・ 各業務の未実施（それに近い状態を含む。） ・ 業務の疎漏による施設及び設備の使用不能、重大な事故の発生
	建築物保守管理業務	・ 日常点検、法定点検及び定期点検の未実施（近い状態を含む。）、故障等の放置、安全装置の不備による人身事故の発生等
	建築設備保守管理業務	・ 日常点検、法定点検等の未実施（それに近い状態を含む。）、故障等の放置、安全装置の不備による人身事故の発生等・災害等発生時の消防設備等の未稼働（火災発生時において火災報知器が機能を果たさない事態の発生等） ・ 停電、断線等の放置
	什器・備品等保守管理業務	・ 日常点検、法定点検等の未実施（それに近い状態を含む。）、故障等の放置、安全装置の不備による人身事故の発生等
	安全衛生管理業務	・ 衛生状況の悪化等の放置
	外構施設維持管理業務	・ 日常点検、法定点検等の未実施（それに近い状態を含む。）、故障等の放置、安全装置の不備による人身事故の発生等
	その他維持管理に必要な業務	・ 施設・設備利用が困難となる事態や人身事故等

(ｲ) 利用者の利便性を欠く場合

上記(ｱ)を除いた水準未達の場合すべてとする。具体的な事象について、発注者が業務要求水準に照らして、対象業務毎に水準未達を認定する。

イ 減額ポイント

・水準未達の状況に応じた減額ポイントの基準は下表のとおりとする。

水準未達の状況	減額ポイント
(ｱ)利用者が施設を利用する上で、明らかに重大な支障がある場合	水準未達と認定された対象業務毎に 20 ポイント
(ｲ)利用者が施設を利用することはできるが、明らかに利用者の利便性を欠く場合	水準未達と認定された対象業務毎に 2 ポイント

ウ 契約額の減額措置

・発注者は、モニタリングが終了し、減額ポイントを付与する場合には、選定事業者に対象業務毎の減額ポイントを通知する。
・契約額の支払いに際しては、契約額Bの対象業務は、四半期分の減額ポイントの合計をそれぞれ計算する。
・対象業務毎に該当する減額割合を乗じて減額計算を行う。
・減額計算後の契約額Bを計算する。
・発注者は計算された契約額Bを選定事業者に支払う。

減額ポイント合計	各対象業務における契約額の減額割合
0～9	減額なし
10～29	1ポイントにつき0.3%減額 （3%～約9%の減額）
30～49	1ポイントにつき0.6%減額 （18%～約30%の減額）
50～99	1ポイントにつき0.9%の減額 （45%～約90%の減額）
100以上	100%減額

エ　減額ポイントが発生しない場合
・減額ポイントが発生する水準未達となる状況を発注者が発見した場合でも、次の(ｱ)又は(ｲ)に該当する場合には減額ポイントは発生しない。
(ｱ) 選定事業者から発注者に提出される状況報告書により、発注者がやむを得ない事由と認めた場合（明らかに選定事業者の責めに帰さない事由によって水準未達が発生した場合で、発注者がそれを認めた場合を含む。）
(ｲ) 水準未達の発生について選定事業者から事前に発注者に連絡があり、発注者がこれを認めた場合

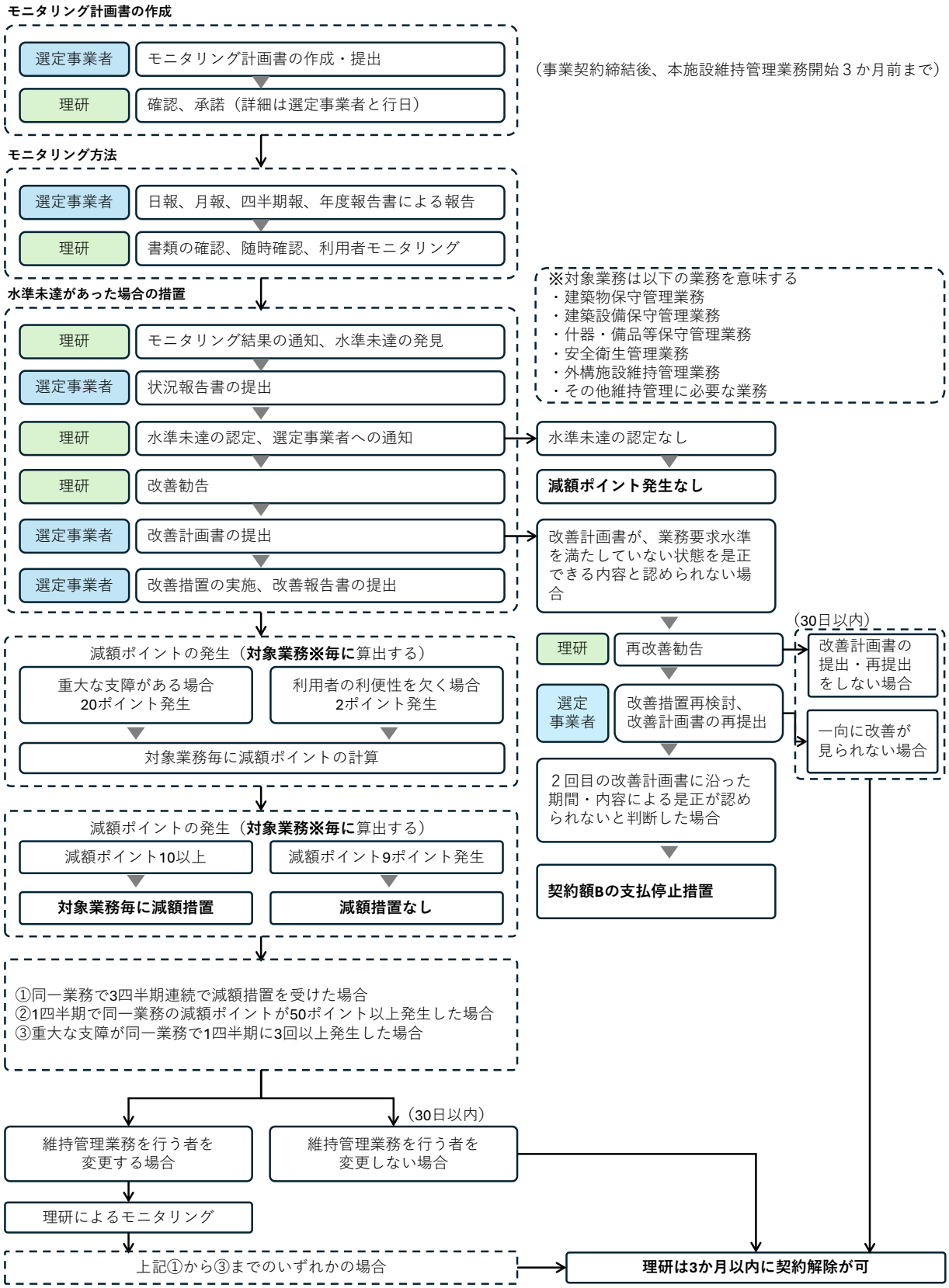
モニタリング計画書の作成
選定事業者
モニタリング計画書の作成・提出
理研
確認、承諾（詳細は選定事業者と行日）
（事業契約締結後、本施設維持管理業務開始３か月前まで）
モニタリング方法
選定事業者
日報、月報、四半期報、年度報告書による報告
理研
書類の確認、随時確認、利用者モニタリング
水準未達があった場合の措置
理研
モニタリング結果の通知、水準未達の発見
選定事業者
状況報告書の提出
理研
水準未達の認定、選定事業者への通知
理研
改善勧告
選定事業者
改善計画書の提出
選定事業者
改善措置の実施、改善報告書の提出
※対象業務は以下の業務を意味する
・建築物保守管理業務
・建築設備保守管理業務
・什器・備品等保守管理業務
・安全衛生管理業務
・外構施設維持管理業務
・その他維持管理に必要な業務
水準未達の認定なし
減額ポイント発生なし
改善計画書が、業務要求水準を満たしていない状態を是正できる内容と認められない場合
減額ポイントの発生（対象業務※毎に算出する）
重大な支障がある場合
20ポイント発生
利用者の利便性を欠く場合
2ポイント発生
対象業務毎に減額ポイントの計算
減額ポイントの発生（対象業務※毎に算出する）
減額ポイント10以上
減額ポイント9ポイント発生
対象業務毎に減額措置
減額措置なし
①同一業務で3四半期連続で減額措置を受けた場合
②1四半期で同一業務の減額ポイントが50ポイント以上発生した場合
③重大な支障が同一業務で1四半期に3回以上発生した場合
（30日以内）
維持管理業務を行う者を変更する場合
維持管理業務を行う者を変更しない場合
理研によるモニタリング
上記①から③までのいずれかの場合
理研
再改善勧告
（30日以内）
改善計画書の提出・再提出をしない場合
選定事業者
改善措置再検討、改善計画書の再提出
一向に改善が見られない場合
２回目の改善計画書に沿った期間・内容による是正が認められないと判断した場合
契約額Bの支払停止措置
理研は3か月以内に契約解除が可

別紙　3

選定事業者が付保すべき保険

本事業において、選定事業者が加入すべき保険及びその条件は、次のとおりとする。ただし、次に掲げる保険の条件は最小限度の条件であり、選定事業者の判断に基づき、さらに担保範囲の広い補償内容とすることを妨げるものではない。

1　建設期間中の保険

(1) 建設工事保険

選定事業者は以下の要件を満たす建設工事保険(第三者賠償責任特約付) への加入を手配しその保険料を負担しなければならない。

保険契約者　：建設企業

① 建設工事保険

被 保 険 者：建設企業
保険の対象：本施設の建設工事
保 険 期 間：工事着手予定日を始期とし、発注者への本施設の引渡予定日を終期とする
保 険 金 額：建設工事費
補償する損害：工事現場での突発的な事故により、工事目的物や工事用仮設物等に生じた物的損害 水災危険を含む
免 責 金 額：なし
そ　の　他：発注者を追加被保険者とすること

② 第三者損害責任保険(請負業者賠償責任保険)

被 保 険 者：建設企業
保 険 期 間：工事着手予定日を始期とし、本施設の引渡予定日を終期とする
てん補限度額：身体賠償－1 名あたり 1 億円、1 事故あたり 10 億円以上、財物賠償－1 事故あたり 1 億円以上
免 責 金 額：50,000 円以下
補償する損害：建設工事に起因する第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
そ　の　他：発注者を追加被保険者とすること

2　維持管理期間中の保険

(1) 第三者賠償責任保険

選定事業者は以下の要件を満たす第三者賠償責任保険への加入を手配しその保険料を負担しなければならない。

① 請負業者賠償責任保険

保険契約者：維持管理企業
被 保 険 者：発注者及び維持管理企業
保険の対象：業務中に第三者の身体・生命を害し又は財物に損傷を与えた結果、法律上の賠償責任による損害を担保
保 険 期 間：維持管理開始日を始期とし、維持管理終了日を終期とする
て ん 補 額：身体賠償－1 名当たり 1 億円、1 事故当たり 10 億円以上
財 物 賠 償：1 事故当たり 1 億円以上
免 責 金 額：50,000 円以下

そ　の　他　：発注者を追加被保険者とすること

② 施設賠償責任保険

保険契約者：維持管理企業
被保険者：発注者及び維持管理企業
保険の対象：施設そのものの構造上の欠陥や管理の不備による、第三者賠償責任による損害を担保
保険期間：維持管理開始日を始期とし、維持管理終了日を終期とする
てん補額：身体賠償－1名当たり1億円、1事故当たり10億円以上
財物賠償：1事故当たり1億円以上
免責金額：なし
そ　の　他：発注者を追加被保険者とすること

以上の他、選定事業者から本事業に係る業務の再委託を受けた者は、独自に第三者賠償責任保険に加入できるものとする。

別紙　4

不可抗力による増加費用分担規定

不可抗力の定義及び本基本契約に定める不可抗力による費用分担は以下のとおりとする。

1　不可抗力の定義

天災その他自然的又は人為的な事象であって、発注者及び選定事業者のいずれにもその責を帰すことの出来ない事由(経験ある施設管理者及び選定事業者側の責任者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害、又は傷害発生の防止手段を合理的に期待できないような一切の事由)をいう。

なお、不可抗力の具体例としては以下のとおり。

(1)　天災

地震、津波、噴火、火砕流、落雷、暴風雨、洪水、内水氾濫、土石流、高潮、異常潮位、高波、豪雪、なだれ、異常降雨、土砂崩壊等。ただし、設計基準等が事前に定められたものについては当該基準を超える場合とする。

(2)　人為的事象

戦争、戦闘行為、侵略、外敵の行動、テロ、内乱、内戦、反乱、革命、クーデター、騒擾、暴動、労働争議等。

(3)　その他

放射能汚染、航空機の落下及び衝突、航空機等による圧力波、類焼、類壊、放火、第三者の悪意及び過失、公権力による占拠、解体、撤去、差押え等。

2　不可抗力による損失及び損害の範囲

不可抗力による損失及び損害の範囲は以下のとおりとする。

(1)　設計・建設期間及び維持管理期間の変更、延期及び短縮に伴う本事業の実施の費用の増加分

(2)　原因、被害状況調査及び復旧方法検討等に必要な調査研究費用、再調査・設計及び設計変更等に伴う追加費用

(3)　損害防止費用、損害軽減費用、応急処置費用

(4)　損壊した施設及び設備の修復及び復旧費用、残存物及び土砂等の解体、撤去及び清掃費用、工事用機械及び設備、仮工事、仮設建物等の損傷・復旧費用

(5)　設計・建設期間及び維持管理期間の変更に伴う各種契約条件変更及び解除に伴う追加費用(合理的な金融費用、違約金を含む。)

(6)　設計・建設期間及び維持管理期間の変更、延期及び短縮に伴う選定事業者の間接損失及び出費(経常費、営業継続費用等。ただし、選定事業者の期待利益は除く。)

3　不可抗力による追加費用及び損害額の分担

(1)　設計・建設期間中の損害分担

①　設計・建設期間中に発生した不可抗力による追加費用及び損害額(選定事業者が不可抗力により保険金を受領した場合の当該保険金額を除く。)については、契約額A(ただし支払金利相当額は除く。)及びこれに対する消費税の合計額の1%相当額に至るまでは選定事業者がこれを負担し、1%を超える額については発注者が負担する。

②　上記①の追加費用及び損害額には、建設工事の遅延又は中断、本基本契約の解除に伴う各種追加費用、本施設の損傷復旧費用、仮工事、仮設備、建設用機械設備

の損傷・復旧費用、排土費用、残存物撤去費用、除染費用、損害防止費用等のうち、合理的と判断される費用を含む。

③　数次にわたる不可抗力により、上記①の追加費用及び損害額が集積した場合は、上記①の 1%の選定事業者負担は追加費用及び損害額の累計額に対して適用する。

(2)　維持管理期間中の損害分担

維持管理期間中に発生した不可抗力による維持管理業務にかかる追加費用及び損害額(選定事業者が当該不可抗力により保険金を受領した場合の当該保険金額を除く。)については、不可抗力の事由による事業年度毎の損害の累計額が、不可抗力の事由の発生した事業年度における契約額 B 及びこれらに対する消費税の合計額の 1%相当額に至るまでは選定事業者がこれを負担し、当該 1%を超える額についてはこれを発注者が負担する。

上記①の追加費用及び損害額には、維持管理業務の遅延又は中断、本基本契約の解除に伴う各種追加費用、本施設の損傷・復旧費用、残存物撤去費用、損害防止費用等のうち、合理的と判断される費用を含む。

別紙　5

法令変更による増加費用分担規定

法令の変更により選定事業者の設計業務、施工業務、工事監理業務又は維持管理業務の実施に増加費用が発生した場合の費用分担は、法令変更の内容に応じ、次のとおりとする。

1　法令の新設・変更(税制度の変更を除く)によるものについて、本事業に直接関係する法令の新設・変更によるものは発注者が負担し、それ以外のものは選定事業者が負担する。税制度の変更については、法人の利益に関わる変更による増加費用については選定事業者の負担とし、法人の利益に関わらない変更による増加費用については発注者が負担する。

2　上記 1 にかかわらず、法令の変更により維持管理業務に適用のある法令の変更により維持管理業務に含まれる業務に必要となる資格者、業務の頻度、その他の業務内容に変更が生じ、選定事業者の業務実施の費用に増減が生じるときは、かかる費用の増減を契約額 B 反映させるものとし、発注者と選定事業者は契約額 B の変更に必要な契約変更を行う。